

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき、助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる。</p> <p>(2) 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 助産施設における助産の実施に関する申込書受理、実施の決定、実施の決定通知</p> <p>(2) 母子保護の実施に係る申請の受理、審査又は応答</p> <p>(3) 費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む)</p>
③システムの名称	表計算ソフト、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
助産事業情報ファイル 母子生活支援施設情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項、20の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当 0466-50-3580

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみの記載欄としていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 特定個人情報を含むデータを使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	子ども青少年部 子育て給付課 手当担当	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	田淵 裕子	山縣 章宏	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 ひとり親家庭支援担当	事後	
平成28年4月1日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月15日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月15日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3835	0466-50-3580	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(入手)	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない
令和2年3月13日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(提供)	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	記載の見直しのため、重要な事項には該当しない
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)16の項	事後	記載の見直しのため、重要な事項には該当しない
令和4年12月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年12月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年12月16日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	[○]委託しない	事後	記載の見直しのため、重要な事項には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	IVリスク対策 5. 特定個人情報情報の提供・移転	十分である	[○]提供・委託しない	事後	記載の見直しのため、重要な事項には該当しない
令和4年12月16日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) 十分である	事後	記載の見直しのため、重要な事項には該当しない
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一9の項	番号法第9条第1項及び別表 10の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 16の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和8年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	表計算ソフト	表計算ソフト、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和8年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項、20の2の項	事前	